

公 告 第 8 2 6 号
令和 3 年 9 月 1 日

被 保 険 者 各 位

東海地区石油業健康保険組合
理事長 山本 浩嗣



公 告 事 項

組合規約の一部変更に関する件

組合規約の一部について、下記のとおり変更するので、健康保険法施行令第3条第2項により公告します。

記

組合規約を別紙新旧条文対照表のとおり変更する。

附 則

(施行期日)

上記規約に係る変更は、令和3年9月1日から施行する。

別紙

東海地区石油業健康保険組合規約新旧条文対照表

東海地区石油業健康保険組合規約 新旧条文対照表

新	旧
<p>(組合員の範囲)</p> <p>第42条 この組合は、全国に所在する次の各号に掲げる業種の事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第3条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。</p> <p>(1)石油製品を販売することを主たる業とする事業所</p> <p>(2)組合の設立事業所との間で、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)の規定に基づき定められている財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項又は第5項に規定する「親会社」、「子会社」又は「関連会社」と同様な関係にある事業所</p> <p>(3)石油製品を販売することを主たる業とする事業所の事業主又は従業員を主たる構成員とする団体の事務所</p> <p>(4)東海地区石油業健康保険組合の事務所</p>	<p>(組合員の範囲)</p> <p>第42条 この組合は、全国に所在する次の各号に掲げる業種の事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第3条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。</p> <p>(1)石油製品を販売することを主たる業とする事業所</p> <p>(2)組合の設立事業所との間で、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)の規定に基づき定められている財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項又は第5項に規定する「親会社」、「子会社」又は「関連会社」と同様な関係にある事業所</p> <p>(3)石油製品を販売することを主たる業とする事業所の事業主又は従業員を主たる構成員とする団体の事務所</p> <p>(4)東海地区石油業健康保険組合の事務所及び愛知県石油厚生年金基金の事務所</p>
<p>(準備金の保有方法)</p> <p>第47条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の3に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。</p> <p>(1)郵便貯金</p> <p>(2)臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)</p> <p>(3)公社債投資信託(外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。)</p>	<p>(準備金の保有方法)</p> <p>第47条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の3に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。</p> <p>(1)郵便貯金</p> <p>(2)臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)</p> <p>(3)公社債投資信託(外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。)</p>

<p>(4) 国債又は地方債 (5) 政府保証債又は金融債 (6) 担保付社債 (7) 抵当証券 (8) コマーシャルペーパー (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金 (10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金 (11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</p> <p>(準備金以外の積立金の保有方法)</p> <p>第48条 準備金以外の積立金は、前条第1項第1号から第10号までの方法により保有しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、退職積立金については、その積立額の2分の1に相当する額の範囲内で、組合の役職員が組合から支払を受けることができる退職金の額に相当する額を限度として、住宅資金等に貸付ける方法により保有することができる。</p> <p>3 前項の住宅資金等の貸付方法は、組合会の議決を経て別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日) この規約は、令和3年9月1日から施行する。</p>	<p>(4) 国債又は地方債 (5) 政府保証債又は金融債 (6) 担保付社債 (7) 抵当証券 (8) コマーシャルペーパー (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金 (10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金 (11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号から第12号の方法によって保有しなければならない。</p> <p>(準備金以外の積立金の保有方法)</p> <p>第48条 準備金以外の積立金は、前条第1項第1号から第12号までの方法により保有しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、退職積立金については、その積立額の2分の1に相当する額の範囲内で、組合の役職員が組合から支払を受けることができる退職金の額に相当する額を限度として、住宅資金等に貸付ける方法により保有することができる。</p> <p>3 前項の住宅資金等の貸付方法は、組合会の議決を経て別に定める。</p>
---	--